

日本語の形態的使役について*

加藤 幸子

キーワード：使役、間接使役、直接使役、複文性

要 旨

日本語の「させ」を用いた形態的使役は、直接使役（「を」使役）と間接使役（「に」使役）があり、それらは解釈の違いにより捉えられてきた。また、一律に複文構造をなしていると分析されてきた。本稿では、直接使役と間接使役は、被使役者の意志による行為の必要性の相違により区別されるべきであることを指摘する。そして、直接使役と間接使役とでは複文性において異なることを示す。

1. はじめに

日本語の「させ」を用いた形態的使役は、多くの研究者により分析されている（Kuroda 1965, Kuno 1973, Shibatani 1973, 井上 1976, Tonoike 1987, Harley 1995 など）。研究者により仮定する構造や分析は多少異なるが、形態的使役は「を」使役と「に」使役との二種類があるという点、また、複文構造を成しているという点においては、ほぼ意見が一致している。

「を」使役と「に」使役の違いは、今まで強制と許容の解釈の違いとして捉えられてきたが、本稿では、被使役者の意図的な行為を不要とするか否かの違いにより捉えるべきであることを指摘する。そして、日本語の形態的使役は(1)のように分類すべきであることを主張する。¹

- (1) 「させ」
- └ 間接使役（「に」使役）：被使役者の意図的な行為を必要とする
（強制/許容使役を含む）
 - └ 直接使役（「を」使役）：被使役者の意図的な行為を必要としない

また従来言われてきたように、すべての形態的使役文が複文構造を成している

訳ではなく、間接使役は複文構造を、直接使役は単文構造をなしていることを指摘する。

以下、第2節では、形態的使役に関する先行研究をまとめる。第3節では、今まで扱われていないような例を検証することにより、直接使役と間接使役とを分類する基準となっているのは、被使役者の意図的な行為の必要性であることを指摘する。そして、直接使役は単文構造、間接使役は複文構造を成していることを示す。また、強制、許容の解釈が直接使役と間接使役に対応していないことを示し、この区別が有効ではないことを明らかにする。

2. 形態的使役

日本語の使役表現には、形態的に「させ」を用いない使役表現と「させ」を用いた使役表現があると考えられている。そして、それらはそれぞれ語彙的使役と形態的使役と呼ばれている。ここでは、「させ」を用いて生産的に作られる形態的使役に焦点を当て、先行研究において観察されている特徴をまとめる。

2.1. 直接使役と間接使役

「させ」を用いた形態的使役には、直接使役と間接使役の区別がある。(2) – (4) は、それぞれ、非能格動詞、非対格動詞、他動詞を基にした使役文の可能なパターンを示している。

- (2) a. 太郎は 花子を (庭で) 遊ばせた (非能格動詞)
- b. 太郎は 花子に (庭で) 遊ばせた
- (3) a. 太郎は (枯れ木に) 花を 咲かせた (非対格動詞)
- b. * 太郎は (枯れ木に) 花に 咲かせた
- (4) a. * 太郎が 花子を 漢字を 書かせた (他動詞)
- b. 太郎が 花子に 漢字を 書かせた

(2) に見られるように、非能格動詞を基にした使役文の場合、被使役者は「を」でも「に」でもマークされ得る。(2a) は、被使役者が「を」で表わされた例、つまり直接使役の例である。これに対し、使役者が「に」で表わされた(2b)は、間接使役の例である。(2a)は強制の解釈、(2b)は許容の解釈が得られやすいのでそれぞれ、強制使役、許容使役と言われる。(2)において見られた直接/間接使

役の差は、他動詞を基にした使役文では、(4)に示されるように、被使役者の格の差としては現れない。これは二重対格制約 (Shibatani 1973, Harada 1973 など)、すなわち時制を持った一節中に対格名詞句が二つ以上出てこれられないという制約により、(4a)が排除されてしまうためである。しかし、(5)に示すように、受身文にした場合に強制の解釈が得られることから、表層上の格の差としては現れないが、直接使役と間接使役の二種類があると考えられている。

(5) 花子は 太郎に 漢字を 書かせられた

また、間接使役は、(3b)に示されるように非対格動詞を用いると非文になることから、「させ」が付く動詞に self-controllable な動詞が要求されることが Harada (1973)により指摘されている。さらに、井上 (1976)は、(6)のような例を挙げ、動詞が self-controllable であるだけでなく、被使役者の意思による行為でなければならないと指摘している。

(6) a. 係長が 新しい車を 走らせてみた
b. * 係長が 新しい車に 走らせてみた (井上, 1976:59)

(6)では、「走る」という self-controllable な動詞が使われているが、(6b)に示されるように、被使役者が無生物の場合には、間接使役は非文法的な文になるためである。

2.2. 複文構造

形態的使役文は複文構造を成していると言われている。これは、日本語の再帰代名詞「自分」の解釈が使役文では曖昧になるためである。

日本語の再帰代名詞「自分」は、先行詞として主語しか許さないという主語指向性がある。

(7) 太郎_iが 花子_jに 自分_{i/*j}の本を あげた

(7)は二重目的語動詞を用いた文であるが、この例では、再帰代名詞「自分」は主語の「太郎」を先行詞とした解釈は可能であるが、間接目的語の「花子」を先

行詞とした解釈は不可能である。

しかし、使役文においては、(8) に示すように、「自分」の解釈が曖昧になる。

(8) 太郎_iが 花子_jに 自分_iの名前を 書かせた

(8) は、「太郎」も「花子」も「自分」の先行詞としての解釈が可能である。つまり、「太郎」も「花子」も「主語」として機能していること示している。したがって、使役文は複文構造を成しているということになる。

このように、形態的使役には直接使役と間接使役とがあり、それぞれ強制と許容の解釈と結びついているとされ、複文構造を成しているとされている。

3. 直接使役と間接使役の相違点

ここでは、先行研究では扱われていないようなデータを検討することにより、直接使役と間接使役を捉え直す。

3.1. 被使役者の意図性

2.1 で見たように、非能格動詞を基にした使役文であれば、間接使役、直接使役ともに可能であると考えられてきた。しかし、非能格動詞を用いた場合でも、詳しく検証すると、常に間接使役と直接使役の両方が許されるわけではないことがわかる。

- (9) a. 太郎が 息子に 良く考えさせた
 b. ?* 太郎が 息子を 良く考えさせた
- (10) a. 太郎が 息子に 電話させた
 b. * 太郎が 息子を 電話させた

(9)、(10) の例で用いられている「考える」や「電話する」のような述語は、述語が表わす出来事が成立するためには、必ず行為をする動作主が必要な述語である。このような述語が使役文に使われた場合、(9b)、(10b) が示すように、直接使役が不可能になる。つまり、これらの例は、直接使役は被使役者の意図的な行為を必要とする動詞を基にすることはできないということを示している。2.1 で触れた井上 (1976) の指摘、つまり間接使役は被使役者の意思による行為でなけ

ればならないという指摘を考え合わせると、直接使役と間接使役の相違は、強制と許容の解釈の違いではなく、被使役者の意図的な行為を必要とするか否かの違い、つまり直接使役は被使役者の非行為を要求するのに対して、間接使役は被使役者の行為を要求するという違いとして捉えられるべきである。²

3.2. 複文性

ここでは、松本 (2000a, 2000b)、Matsumoto (1998, 2000) が指摘するように、形態的使役文でも、単文構造を成しているものがあることを考察する。まず、松本が単文構造を成しているとする使役は 3.1 での考察に基づくならば、直接使役に分類されることを示す。そして、直接使役と間接使役との間で複文性がことなることを、松本の観察に基づきながら見ていく。

形態的使役文は、2.2 で見たように、複文構造を成しているとされている。

(11) 太郎_iが 花子_jに 自分_iの名前を 書かせた

(11) において、主語指向性のある「自分」の解釈が曖昧になるのは、「太郎」も「花子」も、「主語」として機能しているためである。

しかし、松本 (2000a, 2000b)、Matsumoto (1998, 2000) は、「させ」を用いた使役文がすべて複文構造を成しているわけではないことを指摘している。(12) に挙げる動詞を用いた使役文は、複文構造を示さない場合がある。

(12) 履く、まとう、持つ、握る、負う、背負う、食べる、食う、食らう、飲む、
吸う、聞く、知る (松本, 2000a:87)

これらの動詞は、松本 (2000a, 2000b)、Matsumoto (1998, 2000) が指摘するように、使役文に用いられると、これらの動詞の主語、つまり被使役者が有生物である必要がなくなる。

(13) a. その女の子は 人形に 靴を 履かせた

b. その女の子は 人形に ミルクを 飲ませた (松本, 2000a:87)

(14) *太郎は 人形に 字を 書かせた

(13) では、被使役者に「人形」という無生物 (non-agentive な名詞句) が可能である。これは (14) とは対照的である。(14) の場合、擬人化した解釈をしない限り非文になる。松本は (13) のように被使役者が無生物の場合、複文性が見られないということを指摘している。

複文性の違いの考察に入る前に、無生物名詞句を許すということが何を示しているのかを明らかにする。無生物を許すということは、(13) のようなタイプの使役文が直接使役であることを意味する。(12) に挙げてある動詞は他動詞であるので、直接使役と間接使役の違いは、被使役者の格の違いとしては現れない。しかし、3.1 節で見たように、直接使役と間接使役の違いは、被使役者の意図的な行為を必要とするか否かの違いであるとするならば、意志をもたない無生物名詞句の場合は、被使役者が意図的な行為をすることはできないので、直接使役ということになる。それに対して、(11) のような使役文は、間接使役でしかありえない。

(11) では、被使役者の「花子」が「字を書く」という行為をしなければならない。つまり、被使役者の意図的な行為を必要とする使役である。したがって、間接使役ということになる。もちろん、(12) に挙げてある動詞が使われた場合でも、被使役者に agentive な名詞句が使われると、被使役者の意志による行為が行われる解釈も可能になるので、直接使役であるか間接使役であるかが曖昧になる。したがって、無生物名詞句 (または non-agentive な名詞句) が被使役者として用いられた場合のみ、純粋な直接使役であるといえる。では、この点に注意し、直接使役と間接使役の区別を明確にした上で、強制と許容の解釈は直接使役と間接使役を統語的に区別する要因にはなっていないことを示しながら、複文性のテストを見ていく。

まず、「自分」の解釈について考察する。³

- (15) a. 太郎_iは自由に花子_jに自分_iの名前を書かせておいた
 b. 太郎_iは無理やり嫌がる花子_jに自分_iの名前を書かせた
 (16) 太郎_iは生まれたての赤ちゃん_jに自分_iの靴下を履かせた

(15a) は許容、(15b) は強制の解釈が得られる使役文である。(15a-b) は強制/許容の解釈に関係なく、被使役者の行為を要求する使役なので、間接使役の例である。それに対し、(16) は「生まれたての赤ちゃん」を用いており、被使役者の意図的な行為の解釈が不可能なので、直接使役としか解釈されない例である。(15)

では、強制か許容かの解釈の違いにかかわらず、「自分」の解釈が曖昧になり、「太郎」も「花子」も先行詞として振る舞っている。(16)では、「自分」は先行詞として「太郎」を取る解釈しか許さない。つまり、(15)の被使役者である「花子」は「主語」として機能しているのに対し、(16)における「生まれたての赤ちゃん」は「主語」として機能していないということを示している。したがって、直接使役では「自分」の解釈では複文性は見られない。

次に、直接受身が可能であるかどうかに関して考察する。

- (17) a. 太郎は 花子に その字を 書かせた
 b. * 太郎によって 花子に その字が 書かせられた

(17b)に示されるように、間接使役文を基にした直接受身は非文法的な文になる(井上 1976, Marantz 1984)。しかしながら、(18)、(19)のように、直接使役を基にした場合、直接受身が可能である。

- (18) その離乳食は まだ どの赤ちゃんにも 食べさせられていない
 (Matsumoto, 2000:148)

- (19) リカちゃん人形に 赤い靴が 履かせられている

直接受身は単文構造を成しているときのみ可能であると考えられているので、(18)、(19)は、直接使役は単文構造であることを示している。

最後に、「そうする」による動詞句の置き換えに相違が見られるということ指摘する。使役形は「基幹動詞+させ」という形を取るため、基幹動詞の部分が独立した述語として機能しているのであれば、基幹動詞の部分のみを「そうする」により置き換えられることが予測される。

- (20) a. 太郎は 自由に 自分の子供に 好きな字を 書かせておいた
 b. 次郎も 自分の子供に そうさせた/??そうした
 (21) a. 太郎は 無理やり 自分の子供に 難しい漢字を三つ 書かせた
 b. 次郎も 自分の子供に そうさせた/??そうした
 (22) a. 花子は 自分の人形に 赤い靴を 履かせた
 b. 道子も 自分の人形に *そうさせた/そうした

(20)、(21) は間接使役の例である。(20) が許容の解釈、(21) が強制の解釈が得られる使役文である。間接使役の場合は、(20)、(21) のように、基幹動詞の部分のみを「そうする」により置き換え、「そうさせた」と言うことができる。しかし、直接使役の場合は、(22) のように「そうさせた」は非文法的になり、全体を置き換えた「そうした」が許される。つまり、間接使役の場合には、基幹動詞と「させ」が統語上、別々の述語として機能しているのに対し、直接使役の場合には基幹動詞と「させ」は別々の述語としては機能していないことになる。

以上、直接使役と間接使役は、被使役者の意図的な行為の必要性により区別されるべきであることを指摘した。そして、松本 (2000a, 2000b)、Matsumoto (1998, 2000) において単文構造を持つとされる形態的使役は直接使役に分類されることを指摘し、直接受身は単文構造を、間接使役は複文構造を成していることをみた。また、強制/許容の解釈の違いは、直接使役と間接使役を区別する要因ではないことを示した。

4. 「遊ぶ」「働く」などの場合

(2) に挙げたように、「遊ぶ」のような自動詞の場合には被使役者が「を」でも「に」でもマークされることが可能である。つまり、直接使役、間接使役ともに可能である。

- (23) a. 太郎は 花子を 遊ばせた
 b. 太郎は 花子に 遊ばせた
 (24) a. 太郎は 花子を 働かせた
 b. 太郎は 花子に 働かせた

(23)、(24) のように、自動詞を用いた場合は、直接使役と間接使役の差が被使役者の格の違いとして表わされるので、被使役者に agentive な名詞句が使われていても直接使役であるか間接使役であるかが区別できる。

3 節で考察した分類が正しいとすると、(23) や (24) の例において、被使役者の振る舞いが、直接使役と間接使役とでは異なることを予測する。つまり、被使役者の「花子」は、(23a)、(24a) では主語として機能しておらず、(23b)、(24b) では、主語として機能しているという違いが見られるはずである。(25) に示すように、「自分」の解釈に関しては予測どおりである。

- (25) a. 太郎_iは 息子_jに 自分_{i/j}の気のすむまで 遊ばせた
 b. 太郎_iは 息子_jを 自分_{i/*j}の気のすむまで 遊ばせた

(25a) では、「自分」は「太郎」とも「息子」とも解釈できる。一方 (25b) では、「太郎」を先行詞とする解釈は問題なく許されるが、「息子」を先行詞とする解釈は不可能である。

また、「そうする」による置き換えにも差が見られるはずである。

- (26) a. 太郎は 息子に 一日中 働かせた
 b. 次郎も 息子に そうさせた/??そうした
 (27) a. 太郎は 息子を 一日中 働かせた
 b. 次郎も 息子を ?そうさせた/そうした

(26) と (27) とでは、容認度に差があるように思われる。

このように、被使役者の格が「を」でも「に」でも表わすことができる自動詞の場合においても、「を」で表わされた場合と「に」で表わされた場合とでは統語的に構造が異なることがわかる。⁴ これは、3節での分類が妥当であることを示している。

また、「遊ぶ」や「働く」のような動詞は、従来、非能格動詞であると考えられてきたが、ここでの分類が正しいとすると、直接使役と間接使役の両方を許すという事実が示すことは、非能格動詞であるか非対格動詞であるかが曖昧である、または両方存在するということである。これは、「遊ぶ」や「働く」のような動詞が、実際、非対格動詞としても用いられることにより裏付けられる。

- (28) a. 毛先が 遊ぶ (ようにカットする)
 b. こっちの力士の右手が 遊んでいる
 (29) a. 勘が 働く
 b. 引力が 働く

(28)、(29) に示されるように、「遊ぶ」や「働く」のような動詞は、無生物名詞句を「主語」として取ることができる。もちろん、無生物を「主語」にした場合には、以下に示すように間接使役は非文になる。

- (30) a. (ワックスをつけて) 花子は 毛先を 遊ばせた
 b. * (ワックスをつけて) 花子は 毛先に 遊ばせた
- (31) a. 太郎は 勘を 働かせた
 b. * 太郎は 勘に 働かせた

以上、直接使役と間接使役のどちらも可能な自動詞の場合を検討した。そして、直接使役と間接使役とでは構造が異なることを確認した。また、このような自動詞は、非能格動詞であるのか非対格動詞であるのかが曖昧である動詞、または両方存在する動詞であることを示した。

5. まとめ

本稿では、直接使役と間接使役を分ける基準は、強制と許容という解釈ではなく、被使役者の意図的な行為が必要か否かであることを示した。また、直接使役と間接使役とでは文構造がことなること、すなわち、直接使役は単文構造を間接使役は複文構造を成していることを示した。

形態的使役文は、複文構造から統語的に派生されるという見方の先行研究が多いが、一方で語彙的に生成されるという見方 (Miyagawa 1980) も提案されている。本稿での観察が正しいとすると、先行研究において提示されてきたこの二つの見方はどちらも真実を捉えていたことになる。なぜなら、直接使役は語彙的に、間接使役は統語的に形成されるという分析が可能であると思われるからだ。⁵ また、本稿で提示した捉え方に従えば、直接使役と間接使役は異なる文構造を成しているということなので、直接使役も間接使役も複文構造から派生されるという考え方を採用していたために生じていた問題、すなわち二重対格制約の解明につながるものであると思われる。

注

* 本稿は、2002年度の日本言語学学会第124回大会において発表した内容の一部に基づくものである。発表の際には様々な方から有益なコメントをいただいた。また、青柳宏氏、阿部泰明氏、小泉政利氏、斎藤衛氏、宮川繁幸氏、村杉恵子氏から貴重なコメントそしてアドバイスを頂いた。ここに記して感謝したい。

1. 以下では、従来「に」使役と呼ばれてきたものを「間接使役」、「を」使役と呼ばれてきたものを「直接使役」と呼ぶ。

2. (2) の例は、被使役者が「に」でも「を」でも表わされうる例であるが、これは非能格動詞か非対格動詞かが曖昧である場合、または非能格動詞と非対格動詞の両方が存在する場合であると考えられる。このことに関しては後に触れる。
3. 「自分」の先行詞は人でなければならないので、無生物名詞句はそもそも先行詞として振舞えない。したがって、このテストを可能にするためには有生物名詞句を用いざるを得ない。有生物名詞句であっても、意志による行為が不可能なものであれば、直接使役と間接使役の区別は可能である。例えば、「赤ちゃん」を用いることにより、意志による行為の解釈は排除できる。
4. 被使役者が「を」でマークされた場合と「に」でマークされた場合とでは構造が異なることは、Hasegawa (2001) において指摘されている。
5. 本稿では具体的な派生や構造を提示していないが、構造に関しては、加藤 (2002) を参照されたい。

参考文献表

- 井上 和子 (1976) 『変形文法と日本語』大修館。
- Harada, S-I. (1973) "Counter Equi NP Deletion," *Annual Bulletin of the Research Institute of Logopedics and Phoniatrics* 7, 113-47.
- Harlay, H. (1995) *Subjects, Events, and Licensing*. Ph.D. dissertation, MIT.
- Hasegawa, N. (2001) "Causatives and the Role of v: Agent, Causer, and Experience." in Kazuko Inoue and Nobuko Hasegawa (eds.) *Linguistics and Interdisciplinary Research: Proceedings of the COE International Symposium*. 1-35. Kanda University of International Studies.
- 加藤 幸子 (2002) 「日本語の使役形態素『させ』について」 第124回日本言語学会 予稿集 220-225.
- Kuno, S. (1973) *The Structure of the Japanese Language*, Cambridge Mass: MIT Press.
- Kuroda, S-Y. (1965) *Generative Grammatical Studies in the Japanese Language*. Ph.D. dissertation, MIT.
- Marantz, A. (1984) *On the Nature of Grammatical Relations*. Cambridge, Mass: MIT Press.
- Matsumoto, Y. (1998) "A Reexamination of the Cross-linguistic Parameterization of Causative Predicates: Japanese perspectives." M. Butt and T. H. King (eds.) *Proceedings of the LFG98 Conference*, Stanford CA: CSLI.
- Matsumoto, Y. (2000) "On the Crosslinguistic Parameterization of Causative Predicates: Implications from Japanese and Other Languages," M. Butt and T. H. King (eds.) *Argument*

Realization, 135-169, Stanford CA: CSLI Publications.

松本 曜 (2000a) 「『教わる/教える』などの他動詞/二重他動詞ペアの意味的性質」 山田進・菊地康人・靱山洋介 (編) 『日本語 意味と文法の風景 : 国広哲弥教授古希記念論文集』 79-95. ひつじ書房.

松本 曜 (2000b) 「日本語における他動詞/二重他動詞ペアと日英語の使役交替」 丸田忠雄・須賀一好 (編) 『日英語の自他の交替』 167-207. ひつじ書房.

Miyagawa, S. (1980) Complex verbs and the lexicon. Ph.D. dissertation, University of Arizona.

Shibatani, M. (1973) "Semantics of Japanese causativization," *Foundations of Language* 9, 327-73.

Tonoike, S. (1987) "On the Causative Constructions in Japanese," In J. Hinds and I. Howard (eds.) *Problems in Japanese Syntax and Semantics*, 3-29. Tokyo: Kaitakusha.

— 東北大学大学院生 —